

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
2	対象税目	(国税5)(法人税:義) (地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、同債権の合計額に貸倒実績率又は法定繰入率(3/1000)を乗じて計算した金額の12%割増した金額とすることを可能とするもの。 《関係条項》 租税特別措置法 第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86
4	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来24回にわたって延長され50年存続してきた。なお、直近では平成27年度税制改正要望で2年間の延長(平成29年3月31日まで)が認められたところ。
7	適用又は延長期間	恒久措置とする。
8	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>協同組織金融機関は、資本調達手段に制限のない株式会社である銀行と異なり、資本調達手段が限定されており、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が限定されていることから、本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化に寄与する。</p>																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>438</td> <td>437</td> <td>434</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>421</td> <td>420</td> <td>415</td> <td>413</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> <td>95.6%</td> <td>95.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		25年度	26年度	27年度	28年度 (見込み)	対象法人数	438	437	434	432	適用法人数	421	420	415	413	適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	95.6%				
	25年度	26年度	27年度	28年度 (見込み)																							
対象法人数	438	437	434	432																							
適用法人数	421	420	415	413																							
適用割合	96.1%	96.1%	95.6%	95.6%																							
		② 減収額	<p>○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,822</td> <td>3,004</td> <td>3,074</td> <td>3,074</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>489</td> <td>401</td> <td>397</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>535</td> <td>711</td> <td>744</td> <td>744</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		25年度	26年度	27年度	28年度 (見込み)	法人税	2,822	3,004	3,074	3,074	法人住民税	489	401	397	397	法人事業税	535	711	744	744				
	25年度	26年度	27年度	28年度 (見込み)																							
法人税	2,822	3,004	3,074	3,074																							
法人住民税	489	401	397	397																							
法人事業税	535	711	744	744																							
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状</p> <p><中小企業向け貸出残高></p> <p>(単位:兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> <tr> <td>26年12月</td> <td>42.1</td> <td>10.0</td> <td>176.8</td> </tr> <tr> <td>27年12月</td> <td>42.8</td> <td>10.2</td> <td>182.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)データは「2016年版中小企業白書」による。</p>		信用金庫	信用組合	国内銀行	23年12月	41.6	9.5	171.4	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2	26年12月	42.1	10.0	176.8	27年12月	42.8	10.2	182.4
	信用金庫	信用組合	国内銀行																								
23年12月	41.6	9.5	171.4																								
24年12月	41.0	9.5	170.1																								
25年12月	41.3	9.7	173.2																								
26年12月	42.1	10.0	176.8																								
27年12月	42.8	10.2	182.4																								

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒れリスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実を図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月